

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区麻布台一丁目 11 番 9 号

氏名 株式会社エフ・エム・アイ  
代表取締役 浮穴 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5 年 3 月 10 日

許可の有効年月日 令和 10 年 3 月 9 日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(以上 4 種類)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

令和 5 年 3 月 10 日 新規許可

## 5 積替え許可の有無

無

## 6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)





許可番号 第00100232675号

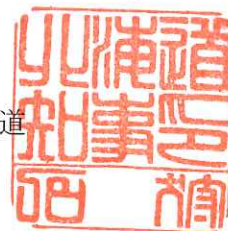
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区麻布台一丁目11番9号

氏 名 株式会社エフ・エム・アイ 代表取締役 浮穴 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年（2024年）3月15日

許可の有効年月日 令和11年（2029年）3月14日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

\*\*\*\*\*

5. 積替え許可の有無

有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号第 02300232675 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区麻布台一丁目11番9号

氏 名 株式会社 エフ・エム・アイ  
代表取締役 浮穴 浩司 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 6 (2024) 年 2月16日  
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 2月15日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 4 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

該当なし

### 5 積替え許可の有無

有 ・ ☒ 無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ☒ 無

許可番号 第02700232675号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区麻布台一丁目11番9号

氏 名 株式会社エフ・エム・アイ  
代表取締役 浮穴 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和6年2月5日

許可の有効年月日 令和11年2月4日

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 廃プラスチック類
- 2 木くず
- 3 金属くず
- 4 ガラスくず

石綿含有産業廃棄物を除く

水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く

以上4種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

令和6年2月5日 当初許可

### 4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白